

## 東海市告示第54号

令和6年度東海市幼児集団活動施設等利用料補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

### 令和6年度東海市幼児集団活動施設等利用料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域において重要な役割を果たしている幼児を対象とした集団活動施設等を利用する幼児の保護者に対し、当該集団活動施設等に支払う利用料を補助することにより、幼児の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象施設等 在籍する満3歳以上で小学校就学前の幼児（以下「在籍児」という。）の全てを対象に集団活動を提供するための標準的な開所時間が、おおむね、1日につき4時間以上8時間未満、1週につき5日以上及び1年につき39週以上である施設等のうち、別表第1に定める基準を満たすもので、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第1条で定める施設

イ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設

ウ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者

エ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付（以下「施設等利用給付」という。）を受給している在籍児の数が、在籍児の総数のおおむね半数を超えな

い施設等を除く。)

(2) 対象幼児 市内に住所を有する者のうち、おおむね、1日につき4時間以上8時間未満、1週につき5日以上及び1年につき39週以上対象施設等を利用する当該対象施設等の在籍児であって、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものをいう。

ア 保護者が当該幼児に係る法第11条に規定する子どものための教育・保育給付を受けていること。

イ 保護者が当該幼児に係る施設等利用給付を受けていること。

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業（法第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設に係るものに限る。）による保育を受けていること。

(3) 利用料 対象施設等が、在籍児の全てを対象に提供する集団活動の対価として、集団活動の提供を受けた在籍児の保護者から徴収する利用料であって、入園料、施設整備費、延長利用若しくは預かり保育に係る利用料又は実費徴収費（食材費、通園費その他の対象施設等において提供される便宜に要する費用として徴収するものをいう。）の類いではないものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、対象幼児の保護者とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が第6条第1項の認定を受けた対象施設等（以下「補助対象施設等」という。）に支払う当該年度内の月分の利用料とする。ただし、対象幼児が当該月の初日に当該補助対象施設等に在籍していない場合には、当該月分の当該対象幼児に係る利用料については、補助対象経費としない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、対象幼児1人につき、各月分に係る補助対象経費の額とする。ただし、当該月分に係るその額が、当該対象幼児が利用する補助対象施設等における当該年度前3年度の利用料の平均月額に相当する額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、2万円を超えた場合は、2万円とする。以下「補助基準

月額」という。) を超えるときは、当該月分については、補助基準月額とする。

(対象施設等の認定)

第6条 市長は、対象施設等からの申請に基づき、対象施設が第2条第1号に定める要件に適合している旨の認定を行う。

2 前項の申請は、対象施設等基準適合審査申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象施設等において集団活動に従事する者の資格等が確認できる書類
- (2) 対象施設等における職員の勤務体制が分かる書類
- (3) 対象施設等における開所曜日、開所期間及び開所時間が確認できる書類
- (4) 対象施設等における当該年度分及び当該年度前3年度分の利用料が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、同項の認定を行い、補助対象施設等決定通知書により当該申請をした対象施設等に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別表第2に定める期日までに、補助金交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収証又はそれに代わる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第9条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を決定したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(在籍児に係る名簿の提出)

第10条 補助対象施設等は、別表第3に定める期日までに各月の初日における在籍

児に係る名簿を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第11条 補助対象施設等は、帳簿その他の関係書類を整備するとともに、当該年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(検査)

第12条 市長は、補助金の交付に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者又は補助対象施設等に対して必要な検査をすることができる。この場合において、申請者又は補助対象施設等は、当該検査を拒むことができない。

(指導及び監査)

第13条 市長は、補助対象施設等に別表第1に定める基準を遵守させるとともに、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助対象施設等に対して定期的な指導又は監査を行うことができる。この場合において、補助対象施設等は、当該指導又は監査を拒むことができない。

(補助対象施設等の認定の取消し)

第14条 市長は、補助対象施設等が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1号に定める要件に適合しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 利用する対象施設等について前条の規定により認定を取り消されたとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金を受け、又は受けようとしたとき。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第2条、第13条関係）

項目	基準の内容
<p>1 集団活動に従事する者の数</p>	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 満3歳以上満4歳に満たない幼児にあつてはおおむね20人の幼児につき1人以上、満4歳以上の幼児にあつてはおおむね30人の幼児につき1人以上であること。</p> <p>(2) 施設等につき2人を下回ってはならないこと。</p>
<p>2 集団活動に従事する者の資格</p>	<p>集団活動に従事する者のおおむね3分の1（集団活動に従事する者が2人の施設等にあつては、1人）以上は、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者</p> <p>(2) 保育士又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者</p> <p>(3) 集団活動を利用する1日当たりの幼児の数が5人以下の施設等にあつては、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長、同法第252条の22第1項に規定する中核市の長若しくは児童福祉法第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市の長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であること。</p>
<p>3 設備</p>	<p>設備を有する場合には、次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）のほか、調理室（給食を提供する場合に限り、自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理及び保存をする機能を有する設備とする。）及び便所（手洗設備を含む。）があること。</p> <p>(2) 集団活動室の面積は、おおむね幼児1人当たり1.65平</p>

	<p>方メートル以上であること。</p> <p>(3) 必要な遊具、用具等を備えること。</p>
4 非常災害 に対する措 置	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基準の内容とする。</p> <p>(1) 建物がある場合 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 消火用具、非常口その他の非常災害に必要な設備が設けられていること。</p> <p>イ 非常災害に対する具体的計画を策定し、定期的な訓練を実施すること。</p> <p>ウ 集団活動室を次に掲げる階に置く場合には、当該建物は、それぞれ次に定める建築物とすること。</p> <p>㉞ 2階 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物（以下「耐火建築物」という。）又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物</p> <p>㉟ 3階以上の階 耐火建築物</p> <p>(2) 建物がない場合 活動の実態に応じて、一時的に避難可能なスペースの確保その他必要な対策をとること。</p>
5 集団活動 内容	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 幼児それぞれの心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。</p> <p>(2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。</p>
6 給食	<p>給食を提供する場合には、幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、あらかじめ作成した献立に従って調理すること。</p>
7 健康管理 及び安全確 保	<p>幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うために必要な健康管理や安全管理を行うこと。</p>
8 利用者へ	<p>活動の内容について、利用者に対し、書面の交付等を通じて、</p>

の提供提供	説明及び提供提供を行うこと。
9 帳簿	職員及び幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備すること。
10 会計処理	次に掲げる事項により、事業実施主体によって適切な会計処理が確認可能であること。 (1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるよう、必要な会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

別表第2（第7条関係）

補助金の区分	申請期限
令和6年4月分から9月分までの月分の利用料に係る補助金	令和6年10月31日
令和6年10月分から令和7年3月分までの月分の利用料に係る補助金	令和7年3月31日

別表第3（第10条関係）

名簿の区分	提出期限
令和6年4月分から9月分までの月分に係る名簿	令和6年9月30日
令和6年10月分から令和6年3月分までの月分に係る名簿	令和7年3月31日